

旭川市随意契約の公表について

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に基づく随意契約を行うので、旭川市契約事務取扱規則第16条の3第2項の規定により公表します。

令和8年5月15日

旭川市長 今津寛介

1 契約の名称及び概要

(1) 契約の名称 旧旭川市立新旭川保育所草刈り及び刈払草廃棄、落葉清掃業務

(2) 契約の概要

ア 業務内容

- (ア) 敷地内（別紙図面のとおり）の雑草の除去及び落ち葉清掃を行うこと。
- (イ) 雑草の除去を実施する回数は、履行期間内に2回（6月から9月までの間に2回）、落ち葉清掃を実施する回数は、履行期間内に1回（10月に1回）とする。
- (ウ) 業務実施に当たり、一般廃棄物が発生した場合は、受託者が適切に処分すること。

イ 履行期間

令和8年6月1日から令和8年10月31日まで

ウ 発注部局及び問合せ先

旭川市7条通9丁目 旭川市役所総合庁舎3階

旭川市子ども・女性・若者未来部子ども保育課（保育センター事業担当）

電話 0166-25-9844

2 契約の相手方の選定基準

- (1) 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条に規定するシルバー人材センター等又はこれらに準ずる者であること。
- (2) 旭川市内に拠点を有すること。

3 契約の相手方の決定方法

上記2により、公益社団法人旭川シルバー人材センター及び旭川市中高齢者福祉事業団から見積書を徴取し、その見積金額が予定価格の制限の範囲内で最低価格の者と契約を締結する。